

札幌市都市公園条例等の一部を改正する条例案

令和 6 年（2024 年）11 月 28 日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市都市公園条例等の一部を改正する条例

（札幌市都市公園条例の一部改正）

第 1 条 札幌市都市公園条例（昭和 32 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 3 条第 1 項第 2 号中「又は映画」を「、映画等」に改める。
- (2) 別表 1 中「又は映画」を「、映画等」に改め、「テレビ」の次に「その他の動画」を加える。
- (3) 別表 4 1 の表中

「	260 円	「	290 円
	130 円		140 円
	80 円		90 円
	2,600 円		2,900 円
	1,300 円		1,400 円
	800 円		880 円
	25,800 円		28,500 円
	15,000 円		16,500 円
	51,500 円		56,800 円
	31,100 円		34,300 円
	7,700 円		8,500 円
	25,800 円		28,500 円
	15,000 円		16,500 円

を

に、

3,900 円
12,900 円
7,400 円
1,900 円
390 円

4,300 円
14,200 円
8,200 円
2,100 円
430 円

」

」

「

「

3,400 円	6,800 円
1,700 円	3,400 円
1,700 円	3,400 円
850 円	1,700 円
130 円	
520 円	
1,300 円	
80 円	
320 円	
800 円	
110 円	
70 円	
38,600 円	96,600 円
19,300 円	48,300 円
19,300 円	57,900 円
9,700 円	29,000 円

を

3,800 円	7,600 円
1,900 円	3,800 円
1,900 円	3,800 决
940 円	1,900 决
140 决	
570 决	
1,400 决	
90 决	
350 决	
880 决	
120 决	
80 决	
42,600 决	106,500 决
21,300 决	53,300 决
21,300 决	63,900 决
10,700 决	32,000 决

に改め、

」

」

同表厚別公園競技場の項中

「

「

390 决	
190 决	

430 决	
210 决	

120 円	
3,900 円	
1,900 円	
1,200 円	
78,000 円	入場料総額 の 1 割相当 額
46,000 円	入場料総額 の 6 分相当 額
39,000 円	最高入場料 の 190 人分
23,000 円	最高入場料 の 120 人分
260 円	
130 円	
80 円	
2,600 円	
1,300 円	
800 円	
32,000 円	
18,400 円	
4,800 円	
16,000 円	
9,200 円	
2,400 円	
3,400 円	6,800 円
1,700 円	3,400 円

を

130 円	
4,300 円	
2,100 円	
1,300 円	
86,000 円	入場料総額 の 1 割相当 額
50,700 円	入場料総額 の 6 分相当 額
43,000 円	最高入場料 の 190 人分
25,400 円	最高入場料 の 120 人分
290 円	
140 円	
90 円	
2,900 円	
1,400 円	
900 円	
35,300 円	
20,300 円	
5,300 円	
17,600 円	
10,100 円	
2,600 円	
3,800 円	7,600 円
1,900 円	3,800 円

に改め、

1,700 円	3,400 円
850 円	1,700 円
540 円	
320 円	
320 円	
5,400 円	
3,200 円	
3,200 円	

1,900 円	3,800 円
940 円	1,900 円
600 円	
350 円	
350 円	
6,000 円	
3,500 円	
3,500 円	

」

」

同表農試公園屋内広場の項中

「

「

390 円
390 円
390 円
230 円
230 円
230 円
130 円
130 円
130 円
1,950 円
1,150 円
650 円
5,670 円
3,350 円
1,670 円
11,200 円
16,700 円

を

430 円
430 円
430 円
250 円
250 円
250 円
140 円
140 円
140 円
2,150 円
1,250 円
700 円
6,300 円
3,700 円
1,800 円
12,400 円
18,400 円

に改め、別表 4 の表中

22,300 円
27,800 円
39,100 円
50,100 円

24,600 円
30,700 円
43,100 円
55,300 円

」 」

「

「

390 円
2,300 円
130 円
750 円
1,000 円
1,500 円
2,500 円
3,500 円
5,100 円
390 円
2,300 円
130 円

を

430 円
2,600 円
140 円
840 円
1,100 円
1,700 円
2,800 円
3,900 円
5,700 円
430 円
2,600 円
150 円

」 」

館の項中

「

に改め、別表 4 6 の表野外美術

個人	観覧 1 人 1 回につき	700 円 (11 月 4 日 から 翌年 4 月 28 日 まで は、100 円)	中学生、小学生 及び小学校入 学前の者は、無 料とする。
団体 (20 人以上)		630 円 (11 月 4 日 から 翌年 4 月 28 日 まで	

を  
「

個人	一般	観覧 1 人 1 回につき	800 円 (11 月 4 日から翌年 4 月 28 日まで は、100 円)	(1) 中学生、小學生及び小学校入学前の者は、無料とする。
	高校生、大学生及びこれらに準ずる者（以下この表において「高校生等」という。）		400 円 (11 月 4 日から翌年 4 月 28 日まで は、100 円)	(2) 「団体」とは、団体を構成する者（高校生等及び前号に規定する者を除く。）の総数が 20 人以上のものをいう。
	団体		700 円 (11 月 4 日から翌年 4 月 28 日まで は、90 円)	

に改め、同表屋内美術館の項中

「

所蔵品展	個人	観覧 1 人 1 回につき	200 円	
	団体 (20 人以上)		180 円	
特別展	個人		1,500 円を上限としてその都	
	団体 (20			

人以上)	度市長が定め る額
」	

を

「

所蔵品展	個人	一般	観覧1人1回につき	350円	「団体」とは、団体を構成する者（高校生等を除く。）の総数が20人以上のものをいう。
		高校生等		150円	
		団体		300円	
特別展	個人			3,000円を上限としてその都度市長が定める額	
	団体				

」

に改め、同表野外ステージの項中

「

「

46,000円	51,300円
46,000円	51,300円
92,000円	102,500円
184,000円	205,100円
368,000円	410,200円

を

に改め、同表中

」

」

「

「

1,100円	1,200円
1,100円	1,200円
1,600円	1,800円

2, 100 円
3, 700 円
3, 700 円
5, 600 円
7, 400 円
11, 100 円
11, 100 円
16, 700 円
22, 200 円
1, 300 円
1, 300 円
1, 900 円
2, 500 円
18, 500 円
18, 500 円
27, 800 円
37, 000 円
18, 500 円
18, 500 円
27, 800 円
37, 000 円
37, 000 円
37, 000 円
55, 600 円
74, 000 円
74, 000 円
74, 000 円
111, 200 円

2, 300 円
4, 100 円
4, 100 円
6, 200 円
8, 200 円
12, 400 円
12, 400 円
18, 600 円
24, 700 円
1, 400 円
1, 400 円
2, 100 円
2, 800 円
20, 600 円
20, 600 円
31, 000 円
41, 200 円
20, 600 円
20, 600 円
31, 000 円
41, 200 円
41, 200 円
41, 200 円
62, 000 円
82, 500 円
82, 500 円
82, 500 円
123, 900 円

148,000 円	165,000 円
800 円	900 円
800 円	900 円
1,200 円	1,300 円
1,600 円	1,800 円
400 円	450 円
400 円	450 円
530 円	600 円
1,600 円	1,800 円
1,600 円	1,800 円
2,100 円	2,300 円
400 円	450 円
400 円	450 円
520 円	600 円
2,400 円	2,700 円
2,400 円	2,700 円
3,100 円	3,500 円
300 円	350 円
300 円	350 円
390 円	450 円
2,400 円	2,700 円
2,400 円	2,700 円
3,100 円	3,500 円
250 円	300 円
250 円	300 円
330 円	350 円
3,000 円	3,300 円
3,000 円	3,300 円

を

に、「3,600 円、」を「4,000 円、」

3,900 円	4,300 円
320 円	350 円
320 円	350 円
420 円	450 円
3,200 円	3,600 円
3,200 円	3,600 円
4,200 円	4,700 円
5,100 円	5,700 円
1,100 円	1,200 円
2,700 円	3,000 円
2,700 円	3,000 円
3,600 円	4,000 円
5,300 円	5,900 円
1,600 円	1,800 円
1,600 円	1,800 円
2,200 円	2,500 円
3,200 円	3,600 円

」 」

に、「2,200 円と」を「2,500 円と」に、「2,700 円、」を「3,000 円、」に、  
「1,600 円と」を「1,800 円と」に改め、別表4 7 の表中

「 「

単位	金額	単位	金額
1人1回につき	360 円	一般	1人 450 円
を		高校生、中学 生、小学生、 小学校入学 前の者及び 高齢者	1回 200 円

1人1回につき	130円
---------	------

1人1回につき	150円
---------	------

」

」

に改め、別表4 8の表中

「

「

56,800円	60,600円
56,800円	60,600円
94,500円	101,100円
197,700円	211,200円
68,200円	72,700円
68,200円	72,700円
113,400円	121,300円
237,200円	253,400円
51,100円	54,500円
51,100円	54,500円
85,100円	91,000円
177,900円	190,100円
61,300円	65,400円
61,300円	65,400円
102,100円	109,200円
213,500円	228,100円
45,400円	48,500円
45,400円	48,500円
75,600円	80,900円
158,200円	169,000円
54,500円	58,200円
54,500円	58,200円
90,700円	97,100円
189,800円	202,800円

39,800 円	42,400 円
39,800 円	42,400 円
66,200 円	70,800 円
138,400 円	147,800 円
47,800 円	50,900 円
47,800 円	50,900 円
79,400 円	85,000 円
166,100 円	177,400 円
30,400 円	32,500 円
30,400 円	32,500 円
50,800 円	54,200 円
106,000 円	113,200 円
36,500 円	39,000 円
36,500 円	39,000 円
61,000 円	65,000 円
127,200 円	135,800 円
22,800 円	24,400 円
22,800 円	24,400 円
38,100 円	40,700 円
79,500 円	84,900 円
27,400 円	29,300 円
27,400 円	29,300 円
45,700 円	48,800 円
95,400 円	101,900 円
9,300 円	10,300 円
9,300 円	10,300 円
15,400 円	17,200 円
32,300 円	35,900 円

を

に改め、別表 4 9 の表プール・

1,800 円
1,800 円
3,100 円
6,400 円
1,600 円
1,600 円
2,700 円
5,600 円

2,100 円
2,100 円
3,400 円
7,200 円
1,800 円
1,800 円
3,000 円
6,300 円

」 」

### 浴室の項中

「

「

700 円
500 円
400 円
500 円
3,500 円
2,500 円
2,000 円
2,500 円

を

800 円
570 円
460 円
570 円
4,000 円
2,900 円
2,300 円
2,900 円

」 」

「

「

400 円
100 円
2,000 円
500 円

を

460 円
110 円
2,300 円
550 円

」 」

「

「

500 円
-------

570 円
-------

に改め、同表プールの項中

に改め、同表浴室の項中

を

500 円	570 円
400 円	460 円
400 円	460 円
2,500 円	2,900 円
2,500 円	2,900 円
2,000 円	2,300 円
2,000 円	2,300 円

に改め、別表 4 10 の表ガラ

スのピラミッドの項中

「

「

を

2,500 円	2,800 円
3,100 円	3,500 円
3,800 円	4,300 円
7,600 円	8,500 円
3,500 円	3,900 円
4,400 円	4,900 円
5,300 円	6,000 円
10,600 円	11,900 円
5,500 円	6,200 円
6,900 円	7,800 円
8,300 円	9,300 円
16,600 円	18,700 円
4,500 円	5,100 円
5,600 円	6,300 円
6,800 円	7,600 円
13,600 円	15,300 円

に改め、同表自転車の項中

「

普通車	1台につき最初の使用2時間まで	200円
	1台につき最初の使用2時間後1時間までごとに	100円
特殊車	1台につき最初の使用2時間まで	300円
	1台につき最初の使用2時間後1時間までごとに	150円

を

」

「

普通車	1台1時間につき	100円
	1台1時間につき	150円

に改め、

」

別表4 1 1 の表中

「

「

1,700円	1,900円
2,000円	2,400円
2,600円	2,900円
5,200円	5,700円
770円	860円
2,130円	2,370円
2,930円	3,270円

を

に、「530円」を「590円」に、

」

」

「1,460円」を「1,630円」に、「2,010円」を「2,250円」に、「390円」を「430円」に、「1,070円」を「1,190円」に、「1,470円」を「1,640円」に改め、別表4 1 2 の表中

「

「

1,200 円	1,300 円
1,200 円	1,300 円
640 円	700 円
390 円	430 円
4,800 円	5,300 円
1,200 円	1,300 円
390 円	430 円
320 円	350 円
300 円	330 円
150 円	160 円
210 円	230 円
1,500 円	1,650 円
750 円	800 円
1,050 円	1,150 円

を

」

に改める。

」

(札幌市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 札幌市都市公園条例の一部を改正する条例（令和6年条例第21号）  
の一部を次のように改正する。

別表4 10 モエレ沼公園の表の改正規定中

「

自 転 車	普通車	1台につき最初の 使用 2 時間まで	200 円	(1) 小学校入学前の者及び 高齢者は、無料とする。
----------	-----	-----------------------	-------	-------------------------------

」

を

「

自 転 車	普通車	1台 1 時間につき	100 円	(1) 小学校入学前の者及び 高齢者は、無料とする。
----------	-----	------------	-------	-------------------------------

特殊車	1台1時間につき	150円	(2) 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。
-----	----------	------	--

」

に、

「

「

15,000円
15,000円
11,700円
25,800円
26,700円
37,500円
3,900円

を

16,500円
16,500円
12,900円
28,500円
29,500円
41,400円
4,300円

に、

」

「

「

7,400円
7,400円
5,700円
12,900円
13,100円
18,600円
1,900円

を

8,200円
8,200円
6,300円
14,200円
14,400円
20,500円
2,100円

に、

」

「

「

3,000円
1,500円
1,700円
1,700円

3,300円
1,700円
1,900円
1,900円

1,140 円	1,300 円
3,400 円	3,800 円
2,840 円	3,100 円
4,540 円	5,000 円
3,400 円	3,800 円
3,400 円	3,800 円
2,280 円	2,600 円
6,800 円	7,600 円
5,680 円	6,200 円
9,080 円	10,000 円

を

に改める。

」                   「

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
  - (1) 第 1 条中札幌市都市公園条例第 3 条第 2 号及び別表 1 の改正規定並びに  
第 2 条の規定 公布の日
  - (2) 第 1 条中札幌市都市公園条例別表 4 6 の表の改正規定（野外美術館の  
項及び屋内美術館の項に係る部分を除く。）及び別表 4 8 の表の改正規定  
並びに附則第 4 項の規定 令和 8 年 1 月 1 日  
(経過措置)
- 2 第 1 条の規定による改正後の札幌市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）別表 4 1 の表、別表 4 4 の表、別表 4 7 の表、別表 4 9 の表、別表 4 10 の表及び別表 4 12 の表の規定は、施行日以後の同条例第 16 条第 1 項の承認に係る使用料について適用し、施行日前の同項の承認に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表 4 6 の表野外美術館の項若しくは屋内美術館の項又は  
別表 4 11 の表の規定は、それぞれ施行日以後の観覧又は施行日以後に申

請する使用に係る使用料について適用し、施行日前の観覧及び施行日前に申請した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

4 改正後の条例別表4 6の表(野外美術館の項及び屋内美術館の項を除く。)及び別表4 8の表の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に申請する使用に係る使用料について適用し、同日前に申請した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

都市公園における有料公園施設の使用料を現状の経常経費等を踏まえた適正な額に改定する等のため、本案を提出する。